

# SUPNESSインストラクター活動規約

## 第1条（目的）

本規約は、有限会社MIZUBEFIT(以下「当社」といいます)が独自で開発等したSUPNESS（以下「SUPNESS」といいます）に関して、SUPNESSに関する指導や役割の適正化・向上等を図るために、当社の認定資格に合格したインストラクターが遵守すべき事項を定めるものです。

## 第2条（SUPPENSS）

- 1 SUPNESSとは、当社が独自に開発等した製品（例えば、SUPNESSボード、SUPNESS Air SUPNESS MINIがありますが、これらに限られず当社が開発等した製品をいいます）、及び、製品を使用したプログラム（例えば、プレコリオ・トレーニング・フィットネス・リハビリテーション・コンディショニング等がありますが、これに限られず当社が開発等したプログラムをいいます）をいいます(以下、「製品」を「本製品」、「プログラム」を「本プログラム」といい、これらを総称して「本商品」といいます)。
- 2 当社が発行する認定資格を有しないものは、国内外において本プログラムを指導することができません。

## 第3条（インストラクター資格制度）

当社のSUPPENSSインストラクター講座を受講し、認定資格に合格した上、当社指定のインストラクター登録料を支払い、当社から認定書を受領すること。

## 第4条（認定インストラクターの義務）

インストラクターは、次の義務を遵守するものとします。

- 1 認定期間は認定された月日から最も早く訪れる6月末日までとし、更新は第3項のとおりとします。
- 2 登録料は、受講月の翌月から最も早く訪れる6月末日までの月割計算とします。
- 3 更新費を毎月7月1日に収めること（なお、口座引落の場合は7月27日引落）で、認定資格を7月1日から翌年6月末まで延長することができます。
- 4 インストラクターは、SUPNESSに関わるイベントやレッスン等を開催する場合には、本商品を用いて開催しなければなりません。
- 5 当社の許諾なく、SUPNESSに関して取得した知識、技術等に関して、本商品以外で（陸上、水上に関わりません）使用すること、転用することを禁止します。
- 6 インストラクターは、SUPNESSに関わるイベントやレッスン等を開催する場合には、当社に届け出た上で、当社の承諾を得なければなりません。届け出の書式等

については当社指定のものとしします。

- 7 前項の届出がされた場合、当社は、そのイベントやレッスン等の諾否について通知します。当社が承諾した場合には、その範囲で、SUPNESSの名称を使用することができます。なお、SUPNESS（サップネス）は当社の登録商標です。
- 8 当社主催のイベント・レッスン等においては、当社の目的としない営業活動、顧客誘引、宗教活動、販売活動、政治活動等をしてはいけません。
- 9 第7項の承諾を得て、当社以外でイベント・レッスン等を行う場合には、当社や他社に対する誹謗中傷と受け取られかねない言動をしてはいけません。
- 10 SUPNESSに関するイベントやレッスン等を行う場合には、本商品、当社の知的財産及び当社の理念を尊重するものとしします。
- 11 認定資格の更新につき当社が研修等を企画した場合には、それに参加し、指導等の技能を研鑽するものとしします。
- 12 登録事項に変更がある場合には、速やかに当社指定の書式で、当社に連絡することとしします。

#### 第5条（知的財産権）

- 1 本商品、本商品に関連する知的財産（著作権については、著作権法27条、28条に規定する権利を含みます）は、全て当社に帰属します。
- 2 インストラクターは、当社の事前の書面による承諾なしに、その方法の如何を問わず、複製等の利用をしてはならないものとしします。

#### 第6条（資格喪失）

当社は、次のいずれか一つ以上に該当するインストラクターについては、その資格を失効できるものとしします。

- ① 当社の事業を妨げ又は妨げようとした者
- ② 本規約又は当社が定める規約等に反する者
- ③ 故意又は過失により当社の信用を失わせるような行為をした者
- ④ 犯罪その他社会や当社、他の認定インストラクターの信用を失う行為をした者
- ⑤ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当する者又は反社会的勢力に関与した者
- ⑥ その他、当社が認定インストラクターとして不適格と判断した者

#### 第7条（秘密保持）

- 1 認定インストラクターは本規約、SUPNESSインストラクター認定講座等、本商品及びこれらに関連して当社から知り得た情報（以下「秘密情報」といいます）を当社の事前の承諾なく開示してはいけません。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 開示の時点で既に公知である情報
  - ② 開示される以前から正当に保持していた情報
- 2 認定インストラクターは、裁判所、行政当局その他の公的機関、証券取引所等に対して、正当な法令又は規則に基づき開示を義務付けられた場合には、その限りにおいて秘密情報を開示することができます。
  - 3 前項の場合、当社に対し、当該要求があったことを遅滞なく書面で通知しなければならず、開示する秘密情報について、秘密として取り扱われるよう最大限の努力を払うものとします。また、開示する秘密情報については、適法に開示が要求されている部分についてのみ開示するものとします。

#### 第8条（損害の賠償）

- 1 インストラクターは、イベントの実施に際して、故意又は過失によって損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
- 2 前項の場合、インストラクターは、速やかに、当社に通知しなければなりません。
- 3 認定資格に関連して、インストラクターが損害を被ったとしても、インストラクターは、当社に損害を賠償できないものとします。

#### 第9条（規約の変更等）

- 1 当社は、規約の変更の必要性等に応じて、任意に本規約を変更できるものとします。
- 2 当社は、本規約を変更したときには、当社ホームページ上に公開又は当社が適当と判断する方法によって、認定インストラクターに通知するものとします。
- 3 変更後の本規約は、前項により当社が認定インストラクターに通知した時点から効力が生じるものとします。この場合、インストラクターは、変更後の本規約に合意したものとみなし、変更後の本規約にしたがうものとします。

#### 第10条（準拠法）

- 1 本規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。
- 2 当社及び認定インストラクターは、本規約に関連する一切の紛争について、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします（ただし、民事訴訟法上、専属的管轄が定められている場合には、それに従うものとします）。

#### 第11条（補足）

- 1 本規約は2019年 3月 20日から施行します。
- 2 本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、当社及び認定インストラクターは誠意をもって協議するものとします。